

V 地域福祉課の業務概要

地域福祉課の業務は、児童福祉、母子父子寡婦等の福祉、高齢者福祉、民生委員・児童委員、障害者福祉、配偶者暴力相談支援センター業務、戦傷病者の援護を主要業務として実施している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表1－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和3年度	1,065	904	83	987	478	509
令和4年度	1,073	853	82	935	442	493
令和5年度	1,073	890	85	975	456	519
成 田 市	225	194	20	214	135	79
佐 倉 市	217	183	16	199	92	107
四 街 道 市	139	122	11	133	45	88
八 街 市	94	83	6	89	44	45
印 西 市	159	114	14	128	59	69
白 井 市	91	64	8	72	22	50
富 里 市	71	57	6	63	24	39
酒 々 井 町	38	36	2	38	16	22
栄 町	39	37	2	39	19	20

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治32年7月1日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

(ア) 取扱人員

平成26年度から行旅病人・行旅死亡人の取扱いは、実績がない状況である。

表1-(2)-ア 過去3年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行旅病人 (人)	—	—	—
行旅死亡人 (人)	—	—	—

(3) 児童福祉

児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給事務を行っている。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表1-(3)-ア- (ア) 児童扶養手当受給者数

年度・町村	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
令和3年度	224	41
令和4年度	226	33
令和5年度	220	33
酒々井町	110	10
栄町	110	23

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
令和3年度	184	1	4	20	—	1	1	8	1	—	—	1	—	—	3	224
令和4年度	189	—	3	20	—	—	1	9	1	—	—	1	—	—	2	226
令和5年度	185	—	3	21	—	1	1	5	1	—	—	—	—	—	3	220

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を
監護している父若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当を支
給している。

表 1 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和 3 年度	1,123	171	93	431	434	8	—	610	527
令和 4 年度	1,189	201	90	445	463	6	—	652	553
令和 5 年度	1,058	163	79	389	471	18	—	570	550
成 田 市	196	27	14	79	81	4	—	110	95
佐 倉 市	202	28	18	76	84	4	—	108	102
四 街 道 市	180	31	13	68	85	—	—	99	98
八 街 市	137	24	9	43	66	2	—	69	75
印 西 市	129	19	13	47	60	2	—	68	73
白 井 市	90	16	7	26	41	2	—	44	48
富 里 市	67	10	4	29	24	3	—	42	28
酒 々 井 町	22	3	—	8	11	—	—	11	11
栄 町	35	5	1	13	19	1	—	19	20

※1 人の受給者が、複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。
(令和 5 年度より支給停止者数を除いて集計)

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1－(4)－ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和3年度	—	—	2,784	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	1,680	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐倉市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四街道市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八街市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
印西市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白井市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富里市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒々井町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1-(4)-イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐倉市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四街道市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八街市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
印西市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白井市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富里市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒々井町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を図ることを目的に、家庭相談員が町の後方支援や児童相談所と連携を図り家庭児童相談を行っている。

表1-(5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数(延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	1
令和3年度	246	233	13	—	—	230	—	16	—	中学生	—
令和4年度	280	272	7	1	12	255	2	11	—	高校生	—
令和5年度	266	255	11	—	—	255	—	11	—	その他	—

(6) 高齢者福祉

満百歳者に対する敬老事業や、老人福祉施設入所中の公的年金を支給されない者に対し、法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和3年度	142	20	122
令和4年度	154	11	143
令和5年度	185	24	161
成田市	40	3	37
佐倉市	52	7	45
四街道市	20	3	17
八街市	17	2	15
印西市	22	5	17
白井市	11	—	11
富里市	7	2	5
酒々井町	7	2	5
栄町	9	1	8

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金の支給を行っている。

表 1 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和3年度	11	559,300
令和4年度	10	484,100
令和5年度	11	564,000

(7) 障害者福祉

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいた地域相談員の委嘱や、市町が行う在宅の重度の障害者等に対する手当の給付に対し、市町に補助金を交付している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1－(7)－ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和3年度	596	28,981,825	—	—
令和4年度	608	30,365,825	—	—
令和5年度	632	31,429,775	—	—
成田市	126	6,284,225	—	—
佐倉市	138	6,725,375	—	—
四街道市	95	4,878,600	—	—
八街市	100	4,887,250	—	—
印西市	63	3,075,075	—	—
白井市	38	1,937,600	—	—
富里市	51	2,599,325	—	—
酒々井町	9	419,525	—	—
栄町	12	622,800	—	—

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月 1 日に制定された重度障害児・者日常生活用具取付費補助金交付要綱に基づき、市町に対し補助金を交付している。

表 1 - (7) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和 3 年度	11	/	173,935
令和 4 年度	9		166,102
令和 5 年度	6		96,250
成 田 市	2	移動用リフト 他	22,000
佐 倉 市	1	移動・移乗支援用具	11,000
四 街 道 市	1	入浴補助用具	14,000
八 街 市	2	移動・移乗支援用具	49,250
印 西 市	—	—	—
白 井 市	—	—	—
富 里 市	—	—	—
酒 々 井 町	—	—	—
栄 町	—	—	—

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて、障害のある人への差別に関する相談に応じている。

表 1 - (7) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区 分	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の 相談件数	その他の 相談件数	条例周知活動
		電話	来所 面接	訪問 面接	連絡・ 調整 関係機 関	事例 検討会 ・ 会議	その他			
令和 3 年度	35	20	3	—	11	—	1	7	107	123
令和 4 年度	43	17	1	2	20	—	3	7	114	91
令和 5 年度	73	38	4	3	18	—	10	—	57	89

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて、地域における身近な相談役として地域相談員を委嘱している。

表 1 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 3 年度	18	16	28	62	19	43
令和 4 年度	20	16	26	62	20	42
令和 5 年度	20	16	26	62	20	42
成 田 市	4	3	9	16	4	12
佐 倉 市	3	3	3	9	5	4
四 街 道 市	3	1	5	9	3	6
八 街 市	3	1	4	8	2	6
印 西 市	2	3	1	6	2	4
白 井 市	1	2	2	5	1	4
富 里 市	2	1	2	5	1	4
酒 々 井 町	1	1	—	2	—	2
栄 町	1	1	—	2	2	—

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の専門性維持向上のため、年 1 回、地域相談員研修会を実施している。

表 1 - (7) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和 5 年 11 月 9 日	27 名	「改正障害者差別解消法について」（広域専門指導員による説明）及びグループ討議

(8) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて、配偶者や交際相手からの暴力等に悩んでいる方からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1－(8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区分	総相談件数				来所相談件数 (出張相談含む)				電話相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和3年度	302	280	1	241	50	50	－	48	252	230	1	193
令和4年度	303	284	－	246	60	58	－	59	243	226	－	187
令和5年度	268	252	－	227	66	64	－	64	202	188	－	163
区分	書面提出件数				来所相談証明書発行件数				交際相手からの暴力相談件数			
	通報件数				総数				うち通報			
令和3年度	2				45				－			
令和4年度	－				29				－			
令和5年度	2				31				－			

(9) 戦傷病者の援護

戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者手帳を交付された戦傷病者に対し、第9条に規定された療養の給付等の援護を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付及び修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

表1－(9)－ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
令和3年度	6	—	—	—
令和4年度	6	—	—	—
令和5年度	2	—	—	—
成田市	—	—	—	—
佐倉市	2	—	—	—
四街道市	—	—	—	—
八街市	—	—	—	—
印西市	—	—	—	—
白井市	—	—	—	—
富里市	—	—	—	—
酒々井町	—	—	—	—
栄町	—	—	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族の相談業務を通じて遺族の福祉の一層の向上を図ることを目的に、厚生労働大臣から委託されている。

表1－(9)－イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	成田市 佐倉市 四街道市	八街市 富里市 酒々井町	印西市 白井市 栄町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	平成27年10月1日から在籍していない。			

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため、管内市町の指導監査を行っている。

表1－(10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成田市	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—	令和6年2月
佐倉市		—	令和6年2月
四街道市		—	令和6年2月
八街市		令和5年2月	—
印西市		令和5年2月	—
白井市		令和5年2月	—
富里市		令和5年2月	—
酒々井町		—	令和6年2月
栄町		令和5年2月	—

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

中核地域生活支援センターは平成16年10月から開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議を開催している。

表1－(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和6年2月20日(火)
場所	印旛合同庁舎 2階大会議室
内容	活動報告、行政説明
構成員・参加者人数	28機関・44人

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行され、地域における自立就労支援等の体制の構築を図る生活困窮者自立支援を行うため町村を管轄する健康福祉センターにおいて、中核地域生活支援センターへの委託により事業を実施している。

表1- (12) 生活困窮者自立支援実施状況

	支援調整会議(回数)	新規相談受付件数(総数)	プラン作成件数(総数)	就労支援対象者数 (※1)	法に基づく事業等利用件数						その他		就労者数(一般就労総数)	支援メニューの利用状況							増収者数(総数)
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等就労自立促進事業		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業	
令和3年度	12	148	95	53	53	—	21	7	—	58	36	13	15	11	—	1	—	9	2	7	24
令和4年度	12	111	69	37	37	11	32	10	—	38	12	23	22	8	1	4	1	18	9	5	6
令和5年度		(※2) 107	61	26	26	3	2	14	—	33	2	18	13	2	1	4	2	11	9	1	4
酒々井町	12	51	35	13	13	1	1	13	—	17	2	5	7	2	1	1	2	6	5	1	3
栄町		45	26	13	13	2	1	11	—	16	—	13	6	—	3	—	—	5	4	—	1

(※1) プラン期間中の一般就労を目標にしている

(※2) 酒々井町、栄町以外の市町(11件)を含む・(※3) 酒々井町、栄町以外の市町(2件)を含む